

I 都市部における災害への対応について

1 都市部における災害への対処方針

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、大規模震災等の災害が発生した場合には、家屋や高層建築物の倒壊、地下街の瓦解、大規模な火災の発生が、また局地的な集中豪雨が発生した場合には、道路の冠水や地下街の浸水等が発生し、短時間に大規模な被害が生じることが予想される。また、ライフライン、交通機関の寸断が経済・社会活動に与える被害もより甚大なものとなる危険性がある。更に、先に述べた都市部の特徴により、一つの災害は、他の災害を誘発しやすく、この結果、災害が同時多発し、急速に拡大するおそれも多い。

このため、都市部における災害への対応については、発災後の被害状況を的確に把握するため速やかに関係自治体に連絡員を派遣することはもちろんのこと、あらかじめ災害が発生した場合の被災地への部隊の展開について、被害想定等に基づき計画を作成しておき、これにより、短時間のうちに、災害の種類と規模に応じた陸・海・空各自衛隊の適切な部隊を被災地に展開し、多岐にわたる災害応急対策を同時並行して実施し、被害の極限化に努めることが必要である。

2 都市部において発生し得る主な被害様相

(1) 火災

大規模地震等により火災が発生した場合、多数の人命、財産の損失が生じ、更に、都市機能の阻害や防災関係機関自体の被災等により迅速な初動対処についての障害が増す。

特に、大都市部には、高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の人々が利用する施設が集積しており、これらの場所で人的被害が大量に発生することが予想される。

また、老朽木造家屋密集市街地や危険な物質を取り扱う施設の集中が著しい地域においては、延焼や有毒ガスの発生、火薬類・爆発物の誘爆等による被害の拡大も予想される。

(2) 家屋倒壊

耐震性が確保されていない古い構造物・施設等が相当量存在し、高密度な市街地が連なっている地域では、ひとたび大規模地震が発生すると、多数の構造物等が倒壊し、多数の人々が生き埋めとなる危険性がある。

特に、都市部においては大量の人員を収容し得る商業・業務施設や文化・娯楽施設が比較的古くから多数建設されているため、建設時期が古いものを中心に倒壊し、一度に多数の人々が生き埋めとなる危険性がある。

(3) 液状化現象

埋立地等、地下水の水位が高いゆるい砂質土のところでは、強い地震動により、地盤が液体のようになり、かかる地盤上の幹線道路、工業用水路の使用不能、建築物については、傾斜やゆがみ等が発生し機能麻痺をもたらす危険性がある。

(4) ライフライン断絶

都市部において高密度に整備されている電力、ガス、上・下水道、工業用水道、通信施設等のライフライン施設は、大規模震災等が発生した場合、水道管の破裂、停電、ガス管の寸断、電話の不通等の被害を招く可能性がある。

また、これらのライフライン施設は、復旧が困難な地下に埋設されているものが多く、一度被災すると、復旧に困難を伴い、広く、長期にわたり被災者の生活を始め、経済・社会活動に甚大な被害をもたらすおそれがある。

(5) 交通機関の損壊

都市部には、大量の人員・物資を移動させる鉄道、道路が集中しており、都市が立体的に利用されている。高架等の上を大量の車両・人員が移動していること等から、これらの損壊により大きな人的被害が生じる可能性がある。

また、道路、鉄道等の交通施設が災害により破壊されれば、避難経路が寸断されるとともに、大量の帰宅困難者等が発生することも想定される。

(6) 空港、港湾損壊

港湾、飛行場の損壊により、輸送、救助・救急を始めとする各種災害応急対策の拠点としての機能に支障をきたすおそれがある。

(7) 処置に困難を伴う大量の負傷者等の発生

都市部には、ボイラー施設、各種薬品等危険な物質を取り扱う施設も多数存在しているため、災害時には、重症熱傷等処置に困難を伴う負傷者等が大量に発生するおそれもある。

(8) 医療機関・施設の破壊

被災地内又は周辺の医療機関・施設が破壊され、大量の負傷者等の救急・救命活動に多大な支障をきたすおそれがある。

(9) 浸水・冠水

短時間の局地的な集中豪雨による降雨量が、都市部の排水能力を上回る場合、道路・鉄道の冠水、地下街への雨水の流入等が生じ、交通機能及び地下都市機能の麻痺や人的被害が発生するおそれがある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 被害想定の見積もり

大規模な震災等の災害が発生した場合に、大規模な火災が発生するお

それがあある老朽木造家屋密集市街地、不特定多数の被災者が発生するおそれがあある地下街、高層ビル等、液状化現象が発生するおそれがあある臨海部の地域等大きな被害の発生が見込まれる地域については、自治体、関係機関との連携の下、あらかじめ被害想定を見積もっておく必要がある。

イ 計画作成等

都市部においては、災害により、大規模な火災の発生、建造物の倒壊、大量の生き埋め者の発生等甚大な被害が同時多発し急速に拡大する可能性があるため、短時間のうちに、災害の種類と規模に応じた陸・海・空各自衛隊の適切な部隊を被災地に展開するとともに、多岐にわたる災害応急対策を同時並行して実施することが必要である。かかる部隊展開を可能にするため、常日頃から、自治体、警察、消防等と密接な連携を確保し、道路の寸断も想定した部隊展開等に関する計画を被害想定に基づきあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施しておく必要がある。この際、自衛隊の駐屯地・基地はもとより、自治体等との調整による公園、空地等も活用しての、部隊の活動拠点の確保に配慮するものとする。

また、人命救助・応急医療支援、避難支援、消防・消防支援等各々の活動に関し、関係機関との間で役割分担等を始めとする連携要領について認識の共有化を進めておく必要がある。

なお、こうした計画、連携要領は随時適切に見直し改善していくことが大切である。

ウ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

(2) 初動対処の段階

ア 被害状況の把握

都市部が大規模震災等により被災した場合、被害は不特定多数の人々、建造物に及ぶため、被害状況把握については、発災後速やかに関係自治体等に連絡員を派遣するほか、航空機、車両等の活用や関係機関との情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。この際、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともにヘリコプター映像伝送装置を活用する等により、道路の寸断等部隊の展開に障害となる状況等を的確に把握し、部隊の被災地への的確な展開に資するものとする。

また、初動対処の内容が多岐にわたり、調整が必要とされる関係機関等も多くなることが予想されることから、対策本部等に派出する要員については、複数の者とすることが重要である。

イ 部隊派遣

多岐にわたる初動対処を同時並行して迅速に実施する観点から、あらかじめ策定した計画に基づき、また、緊急車両の指定を受けた車両を効果的に活用すること等により、被災地への速やかな部隊展開を実施するものとする。

この場合においては、被害状況把握や自治体、関係機関等との調整を通じて、実施すべき災害派遣活動の内容を可能な限りの確に把握し、陸・海・空各自衛隊の派遣部隊の構成を適切なものとする必要がある。

また、道路の寸断等による速やかな部隊展開に対する障害は、施設部隊を可能な限り速やかに派遣するとともに、違法駐車車両等による通行の妨害には、災害対策基本法第76条の3第3項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、車両の移動等を所有者に対して命令又は自ら執行する等の適切な措置を行うものとする。

更に、道路が寸断されている等地上による派遣が困難な場合には、回転翼航空機による部隊派遣が有効であり、この際、離発着地点の確保に留意する必要がある。

ウ 人命救助・応急医療支援

都市部においては、建造物の倒壊、地下街の瓦解、火災の発生等により高層ビル、地下街に孤立する人々が大量に発生し、人命救助や応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、警察、消防等との密接な連携の下、回転翼航空機を活用するなどして、速やかに、人命救助や応急医療支援を実施するものとする。また、医療機関・施設が破壊される場合があるため、広域医療搬送の実施についても考慮する必要がある。

なお、回転翼航空機の活用に当たっては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

また、応急医療支援については、負傷者等の数が多数になるであろうことを踏まえ、負傷者等の搬送のみならず、自衛隊病院の病床等の提供についても考慮する必要がある。

エ 避難住民等の輸送支援等

避難命令が発令される等の場合には、多数の住民等の避難、立ち退き等が行われることから、避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、地形等により通常の陸上交通手段によっては立ち入れない地域については回転翼航空機や特殊車両等を、また、道路の冠水等が発生している地域については渡河ボート等を十分活用し、それ以外の地域においては、バス、トラック等を活用し、速やかにこれを実施するものとする。また、臨海部においては艦艇を活用することについても考慮する必要がある。

なお、いずれの場合においても、避難住民等が多数であることによる混乱を避ける観点からは、自治体、警察等と調整を実施し、避難誘導要

領や避難住民等のピックアップ地点等の明確化を図る必要がある。

また、状況によっては、直接に避難住民の誘導等を実施する場合も考えられるが、これに当たっては、災害対策基本法第63条第3項に基づき、市町村長等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、警戒区域の設定及び住民等の立入り制限又は禁止、若しくは当該区域からの退去を命令する等の適切な措置を行うものとする。

更に、道路、鉄道等の交通施設の損壊等により、大量の帰宅困難者等が発生し、これらの者の被災都市の近隣都市への輸送支援を求められる場合があるが、この場合については、特に、一時に大量の人員を輸送することが可能な艦艇の活用について考慮する必要がある。

オ 消防活動・消防活動支援

大規模な火災に際しては、消防活動の支援を求められる場合がある。この場合においては、自治体、消防等との密接な連携の下、速やかに消防活動や消防要員等の輸送支援等を実施するものとする。この際、都市火災においては、有毒ガスが発生する危険性があること、また、都市部においては火薬類、爆発物等危険物が多いこと等に十分留意する必要がある。

カ 物資の輸送支援

都市部において大きな被害が出た場合には、医薬品、食料等の物資、機材等を大量に輸送する必要が生じ、物資の輸送支援が求められる場合がある。この場合においては、自治体等との連携の下、輸送機、車両、艦艇等を統合的に活用して、これを実施する。回転翼航空機による輸送支援に当たっては、避難場所とならない回転翼航空機の場外離着陸場を確保することが必要となるが、被災地内に適当な場所がない場合には、周辺都市のヘリポート等を活用することも考慮する必要がある。

また、都市部が被災した場合には、自衛隊を始めとして警察、消防等の機関による物資等の輸送、更には報道機関の取材のために、多くの航空機が上空を飛び交うことが予想される。このため、航空機による事故を未然に防ぐ観点から、自衛隊の使用する被災地の場外着陸場等における航空情報の提供を行うことを準備することが必要である。

(3) 初動対処以降の段階

ア 増援

都市部における災害に際しては、初動対処の段階を過ぎても、大量の人員・物資の輸送、多数の被災者に対する生活支援等、大量の人員、機材等を要する活動が引き続き求められる場合が多い。この場合においては、自治体等と連携をとりつつ、適宜、部隊の増援・交代を実施して対処するものとする。その際、陸・海・空自衛隊の相互協力や、自治体等との調整の上、増援部隊の展開、宿営に必要な地積の確保に配慮する必

要がある。

イ 生活支援

都市部における災害の発生により、多くの建築物が倒壊し、また、高密度に整備されている水道、ガス、電気等のライフラインが寸断された場合、給食、給水、入浴等の生活支援が大規模に求められる可能性がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

ウ 災害復旧

倒壊家屋の除去、道路啓開、ゴミ処理等の災害復旧の実施に当たっては、自治体等と十分な調整を行い適切に対応するものとする。

Ⅱ 山間部における災害への対応について

1 山間部における災害への対処方針

山間部における災害は、自然災害が中心になると考えられるが、これら自然災害は、気象等のわずかな変化により急激に引き起こされることが多く、また、その被害も地形・地質等の影響を受け、予想を超えて拡大する傾向を有している。

このため、これら災害への対処に当たっては、過去の災害発生実績、地誌等に基づく平素からの研究の実施やかかる研究等を踏まえた早い段階からの災害派遣準備への着手等が求められる。

また、山間部は、一般に、地形・地質が複雑であり、気象が不安定である。また、山林、湖沼等の占める比率が高く、住民が散在し、これら住民の生活を支えるインフラが十分整備されていない場合も多い。

このような地域における災害対処においては、被災状況の把握が都市部等と比較して容易でなく、また、災害応急対策の実施に当たっても、被災現場へのアクセスや病院等の公共施設、水道等の公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

このため、山間部における災害対処に当たっては、発災後、速やかに関係自治体に連絡員を派遣することをはじめとして、被災状況把握や被災現場への進出経路・災害応急対策拠点の確保をより能動的に実施することが必要である。

また、積雪期における被災現場への進出を容易にするため、常日頃から、雪上車や除雪器材等の整備に努めることが必要である。

更に、山間部における自然災害の発生は、土地の形状等の変化を伴うことが多く、二次災害を発生させる可能性が高い。この点は、特に、初動対処以降の段階において十分配意する必要がある。

2 山間部において発生し得る主な被害様相

(1) 降雨、台風による被害

梅雨期や台風シーズンにおいては、雨量の増加等から、ダムや河川堤防の決壊による洪水が発生する可能性がある。また、短時間の降雨によっても、地形等により土砂崩れや鉄砲水が発生したり、道路の寸断、停電、電話の不通等により、住民が孤立化する場合がある。

更に、台風等により発生した風倒木については、二次災害を発生させる可能性があることに注意する必要がある。

(2) 積雪による被害

積雪地域においては、積雪により家屋の倒壊やこれに伴う住民等の生き埋め、ライフラインの切断等が生じる可能性がある。

また、融雪期においては、雪崩の発生に注意する必要がある。

(3) 山林火災

特に大気が乾燥する晩冬から春期については、山林火災の発生に注意する必要がある。山林火災は、周辺の自然環境や林業等の経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、火災後の荒廃した土地においては、崖崩れ等の二次災害を誘発する可能性がある。

(4) 地震による被害

山間部における地震の発生は、地すべりや崖崩れ、砂防施設の決壊等による泥流の発生等の災害をもたらす場合がある。

また、融雪期においては、雪崩を引き起こす可能性もあり、注意を要する。

(5) 火山噴火による被害

火山の噴火は、噴火の態様により、溶岩流、火砕流、土石流を発生させることがあり、また、周辺地域に火山弾や火山灰を降らせることが予想される。これらについては、住民・家屋等に直接的な被害をもたらすとともに、その後の降雨に際して、泥流発生等の二次災害を誘発する可能性がある。

また、積雪期・融雪期に発生した場合には、より大規模な泥流を引き起こし、被害を甚大なものとする可能性がある。

更に、二酸化硫黄等の火山ガスが発生し、人体に悪影響を及ぼす可能性がある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 地誌等に基づく研究等

山間部における災害は、気象等の僅かな変化により急激に引き起こされることが多く、また、地形・地質等が被害様相に与える影響も大きい。このような山間部の災害に効果的に対処するためには、自治体等との連携の下、過去の災害発生実績、地誌等に基づく研究を平素より実施しておく必要がある。

また、常日頃から気象情報の収集等を実施する等災害の兆候の早期把握に資するデータの蓄積にも努める必要がある。

イ 計画の作成

山間部における災害応急対策の実施に当たっては、被災現場へのアクセスや公共施設、公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

被災現場への迅速な部隊展開を支障無く実施し、効果的に災害派遣活動を実施する観点から、自治体、警察、消防等との連携の下、災害発生の可能性の高い地域について当該地域までの進出経路や回転翼航空機の場外離着陸場を含めた当該地域における災害派遣活動の拠点となり得る

場所等を盛り込んだ地誌等をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

ウ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

エ 装備の整備

積雪期における山間部の被災現場への進出は、道路を積雪で閉ざされ、また、航空機による進出も悪天候により断念せざる得ない場合が考え得るところである。このため陸路での進出を可能にするため、雪上車や除雪器材等の整備に努めることが必要である。

また、火山噴火災害時の被災現場での対応においては、二酸化硫黄等の火山性ガスの人体への影響を考慮する必要があることから、防護マスクの準備が必要である。

(2) 初動対応の段階

ア 被害状況の把握

急激に引き起こされる山間部の自然災害については、初動対応までの時間を極小化することが特に求められる。

このためには、災害発生の前段階から、災害発生地域近傍の自治体等に連絡要員を派遣し、被害状況の把握及び災害派遣要請内容の事前調整に当たらせることが有用である。

また、車両や航空機を活用し、陸路、空路両面から被害状況の把握を実施することが適当である。

更に、航空機による被害状況把握については、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともに、ヘリコプター映像伝送装置を活用するものとする。

なお、山間部の気象は不安定であることから、特に航空機による被害状況の把握に際しては、運航の安全に十分配慮する必要がある。

火山活動の状況把握（観測）については、気象庁等関係省庁との連携を密にし、専門的助言を得つつ、効果的・効率的に実施することが適当である。この際には、航空機搭載の赤外線カメラを活用することが有効である点に留意するものとする。

イ 部隊派遣

初動対応までの時間を極小化するためには、被災地への部隊展開を至短時間で実施することが必要である。このため、被災地への部隊展開に当たっては、あらかじめ計画された部隊展開のための経路のうち、最適のものを選択するとともに、車両を有効活用することが適当である。

また、状況によっては、道路が寸断され、速やかな展開に障害が生じている場合が想定されるが、この場合においては、回転翼航空機の輸送力を活用した部隊展開、又は、施設部隊の迅速な派遣による道路啓開を

実施することが適当である。

ウ 人命救助・応急医療支援

山間部においては、地形等が複雑・急峻であるため、また、季節によっては苛酷な自然環境の下、被災者の捜索・救難に自衛隊の能力が求められる場合がある。この場合においては、自治体、警察、消防等との緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、安全かつ迅速に捜索・救難活動を実施するものとする。

捜索に関しては、回転翼航空機のみならず、より広範囲の捜索が可能な固定翼航空機の活用についても留意する必要がある。

救難については、実施場所によっては、自走架柱橋等の施設機材が有効性を発揮する場合があることに留意する必要がある。

なお、回転翼航空機を使用しての救難に当たっては、回転翼航空機の低空での運用が想定されるが、山間部の地形が複雑であることに十分注意するとともに、特に融雪期においては、回転翼航空機の低空飛行により、雪崩等を誘発しないよう十分留意するものとする。

また、山間部においては、災害により負傷した者の治療を被災地においては必ずしも十分に行えないことがあり、負傷者の輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、回転翼航空機等を活用して他の医療機関とも連携し、速やかに傷病者を所要の地点まで輸送するものとする。

更に、負傷者に対する応急手当を早急に実施する必要がある場合や負傷者を移動させることが負傷者の生命に危険であると認められる場合が想定される。この場合においては、他の医療機関等と連携の上、回転翼航空機等を活用して自衛隊の医官等を被災地に速やかに派遣することも考慮すべきである。

エ 消防活動・消防活動支援

山林火災等広範囲にわたる火災が発生した場合においては、消防活動の支援を求められる場合がある。この場合においては、自治体、消防等との緊密な連携の下、速やかに消防活動や消防要員等の輸送支援等を実施するものとする。山間部においては、火災発生地域周辺に消防活動のための水源、消防設備等が必ずしも十分整っていないことが予想されることから、被害の状況等によっては、回転翼航空機を活用した空中消火について考慮する必要がある。

なお、空中消火を実施するに当たっては、回転翼航空機により発生する下降気流が火災を助長することのないよう十分留意するものとする。

オ 避難住民の輸送支援

火山の噴火等に伴い、相当数の住民の避難の必要性が生じ、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、通常の陸上交通手段によっては立ち入れない地域については回転翼航空機や特殊車両等を十分に活用し、それ以外の地

域においては、バス、トラック等を活用し、速やかにこれを実施するものとする。

なお、回転翼航空機による輸送に当たっては、天候・地形等に十分留意するとともに、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

(3) 初動対処以降の段階

ア 生活支援

山間部においては、公共施設・設備等が必ずしも十分に整備されていないこと等から、被災住民の生活上の不便が被災後も長期化する傾向がある。このため、初動対処以降の段階においては、給食、入浴支援等の生活支援が求められる場合がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

また、生活支援が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持にも十分留意して対処するものとする。

イ 二次災害の防止

火山噴火による降灰、林野火災、強風・洪水等による倒木その他により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、土石流等の発生の可能性が高いことから、これらによる二次災害の防止のための支援が求められる場合がある。

かかる支援を有効に実施するためには、初動対処終了後から二次災害が発生する可能性が高い地域について十分な調査等を実施しておくことが有効である。

Ⅲ 島嶼部における災害への対応について

1 島嶼部における災害への対処方針

島嶼部においては、特に、地震発生時の津波災害、台風による高波等海洋の変化に起因する災害に対処する必要がある。また、一般に、山林、湖沼等の占める比率も高く、山間部で見られるような自然災害に備えることも求められる。

これらの災害は、急激に引き起こされることが多く、また、その被害も地形等の影響を受け、予想を超えて拡大する傾向を有している。

また、島嶼部においては、災害対処のための機能等が必ずしも十分に整備されていないことが多い上、本島（本土）と海により隔てられているため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が想定される。

更に、島嶼部については、一般に、陸地面積が大きくないことから、避難場所が限定される等災害による被害を極小化する面での制約も多い。

このようなことから、島嶼部における災害への対処に当たっては、発災後の被害状況を把握するため速やかに関係自治体に連絡員を派遣するとともに、過去の災害発生実績、地誌等に基づく平素からの研究やかかる研究等を踏まえた早い段階からの災害派遣準備への着手等が必要とされ、また、本島（本土）との連絡を緊密にし、避難場所の確保も含め、本島（本土）の災害対処能力を十二分に活用することが必要である。

また、被災状況把握や島嶼部内における災害応急対策拠点の確保をより能動的に実施することも求められる。

更に、島嶼部へのアクセスが海路及び空路に限定されていること等を踏まえ、島嶼部における災害対処に際しては、艦艇を有効に活用することに特に意を用いる必要がある。また、海上における遭難等への対処に当たっても、現場へのアクセスが限定されるといった島嶼部との地理的類似性を踏まえ、航空機及び艦艇の有効活用を図る必要がある。

なお、島嶼部への輸送については、自治体、関係省庁と密接な連携・調整が必要である。

2 島嶼部において発生し得る主な被害様相

(1) 海洋の変化による被害

島嶼部は海洋の変化による災害の被害を受けやすく、地震による津波や台風による高潮の発生により、海岸線の形状等によっては、甚大な人的・物的被害が生じるおそれがある。

(2) 地震による被害

地震による家屋の倒壊、崖崩れ等により直接に生じる人的被害等の他、水道管破裂、停電、電話不通等ライフラインの切断が生じることが考えら

れる。ライフラインの切断は、複ルート化されていない道路の崖崩れ、地割れ等による寸断と相まって、ライフラインが切断されたまま住民が孤立化する地域を発生させるおそれがある。

また、地震により空港・港湾の機能が失われ、島嶼部への物資等の供給が途絶えるおそれがある。

(3) 火山噴火による被害

火山の噴火は、噴火の態様により、溶岩流、火砕流、土石流を発生させることがあり、また、周辺地域に火山弾や火山灰を降らせることが予想される。これらについては、住民・家屋等に直接的な被害をもたらすとともに、その後の降雨に際して、泥石流発生等の二次災害を誘発する可能性がある。

島嶼部においては、避難場所が限定されることから、人的被害等が甚大なものとなる可能性がある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 地誌等に基づく研究等

島嶼部における災害は、急激に引き起こされることが多く、また、地形等が被害様相に与える影響も大きい。このような島嶼部の災害に効果的に対処するためには、自治体等との連携の下、過去の災害発生実績、地誌等に基づく研究を平素より実施しておく必要がある。

また、常日頃から海洋の波浪等も含む気象情報の収集等を実施する等災害の兆候の早期把握に資するデータの蓄積にも努める必要がある。

イ 計画の作成

島嶼部における災害応急対策の実施に当たっては、被災現場へのアクセスや公共施設、公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

被災現場への迅速な部隊展開を支障無く実施し、効果的に災害派遣活動を実施する観点から、自治体、警察、消防等との連携の下、回転翼航空機の場外離着陸場を含めた島嶼内における災害派遣活動の拠点及び必要により、アクセス経路における中継点となり得る場所等を盛り込んだ計画をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

ウ 艦艇の即応性の向上

島嶼部における災害に対しては、災害発生場所へのアクセスが海路及び空路に限定されていること等を踏まえ、艦艇を有効に活用することに特に意を用いる必要がある。このため、災害の発生が十分予期される場合は、艦艇の準備時間を縮減し、速やかな進出を可能にする観点から、待機態勢をとる等の柔軟な運用を図る。また、島嶼部所在部隊の災害対処能力の向上を図る。

エ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

(2) 初動対処の段階

ア 被害状況の把握

急激に引き起こされる自然災害については、初動対処までの時間を極小化することが特に求められる。

このためには、災害発生の兆候段階から、島嶼内に所在する自治体等に連絡要員を派遣し、被害状況の把握及び災害派遣要請内容の事前調整に当たらせることが有用である。また、これに加えて、航空機により、被害状況全般の迅速な把握を実施することが有効である。

なお、航空機による被害状況把握については、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともに、ヘリコプター映像伝送装置を活用するものとするが、本島（本土）から距離がある島嶼部については、ヘリコプター映像伝送装置による被害状況把握を行う際の島嶼部と本島（本土）との距離による通信能力の限界を踏まえ、確実な情報伝達態勢を確立しておく必要がある。

イ 部隊派遣

初動対処までの時間を極小化するためには、被災地への部隊展開を至短時間で実施することが必要である。このため、被災地への部隊展開に当たっては、航空機の輸送力を有効に活用するものとする。

また、艦艇については、速度が遅く、進出に時間を要することを踏まえ、状況によっては、災害発生の兆候を掴んだ段階において、これを近傍海域まで展開させておくことが適当である。

なお、四面を海洋に囲まれている島嶼部への艦艇の迅速・的確な派遣は、島嶼部の被災者に心理的安心感を与えることについて留意する必要がある。

ウ 災害応急対策要員等の被災地への輸送支援

島嶼部においては、災害応急対策を実施する警察、消防等の人員・装備が必ずしも十分でなく、本島（本土）から警察、消防等の災害応急対策要員を増派する必要がある場合があるが、他方、警察、消防等においては、特に本島（本土）から遠距離の島嶼に関し、十分な輸送能力を有していないところである。

このため、本島（本土）から島嶼部への、警察、消防等の災害応急対策要員等の輸送支援を要請される場合がある。この場合においては、輸送量等の確定その他の調整を速やかに要請元との間で実施し、近傍に配備されている航空機等を活用することにより、適切に対応するものとする。

なお、回転翼航空機により輸送を実施する場合には、自治体、警察等の協力を得て、被災地内の離着陸地点の確保に留意する必要がある。

エ 応急医療支援

島嶼部においては、災害により負傷した者の治療を必ずしも十分に行えないことがあり、負傷者の輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、固定翼航空機、回転翼航空機、艦艇又はこれらの効果的な組み合わせにより、速やかに傷病者を本島（本土）等の所要の地点まで輸送するものとする。

また、負傷者に対する応急手当を早急に実施する必要がある場合や負傷者を移動させることが負傷者の生命に危険であると認められる場合が想定される。この場合においては、他の医療機関等と連携の上、航空機を活用して自衛隊の医官等を被災地に速やかに派遣することも考慮すべきである。

更に、状況によっては、被災地近傍海域に医療設備を有する艦艇を派遣し、応急医療の拠点とすることについても考慮する必要がある。

オ 避難住民の輸送支援

島嶼部においては避難場所が限られるため、火山の噴火等大規模な災害の発生に際しては、島嶼外等への大量の住民避難が必要となり、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、大量の人員輸送に適した艦艇を有効活用することが適当である。また、艦艇を活用する場合においては、島嶼部の港湾施設が必ずしも十分でないこともあるが、この場合には、艦艇搭載の回転翼航空機や内火艇・ゴムボート等を使用しての島嶼部・艦艇間のピストン輸送を実施する必要がある。

また、航空機による輸送に当たっては、天候・地形等に十分留意するとともに、回転翼航空機による輸送に際しては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点を確保することに留意する必要がある。

(3) 初動対処以降の段階

ア 生活支援

島嶼部においては、公共施設・設備等が必ずしも十分に整備されていないこと等から、被災住民の生活上の不便が被災後も長期化する傾向がある。このため、初動対処以降の段階においては、給食、入浴支援等の生活支援が求められる場合がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

また、生活支援が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持にも十分留意して対処するものとする。

イ 二次災害の防止

津波、高潮、火山噴火による降灰その他により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、土石流等の発生の可能性が高いことから、これらによる二次災害の防止のため

めの支援が求められる場合がある。

かかる支援を有効に実施するためには、初動対応終了後から二次災害が発生する可能性が高い地域について十分な調査等を実施しておくことが有効である。

IV 特殊災害への対応について

1 特殊災害への対処方針

原子力災害、化学災害及び油流出災害等の特殊災害については、一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高く、更に、これらへの対処には高度に専門的な知見を要する。

このため、これら特殊災害の発生を認知したならば、速やかに、関係自治体等に連絡員を派遣し、関係省庁、関係地方公共団体又は民間専門機関等との密接な連絡・調整を実施し、被害状況を迅速に把握することが必要である。

また、特殊災害の発生地域近傍の部隊や化学防護部隊といった特殊災害に対して有効な装備を有する部隊については、被害状況に基づき、必要とされるであろう人員・装備等の準備に速やかに着手するとともに、状況によっては、準備終了後直ちに、災害発生地域近傍駐屯地等へ進出・待機し、災害派遣等の活動に備えることが必要な場合がある。

更に、特殊災害においては、災害派遣等活動を実施する側も被災することが十分に考え得ることから、活動に当たる隊員の安全等に十分留意するとともに、特殊災害に係る災害派遣等終了後においても、特別健康診断を実施する等隊員の健康管理に留意するものとする。

2 特殊災害において発生し得る主な被害様相

(1) 原子力災害による放射性物質の放出

原子力関連施設において事故等が発生し、一定量以上の放射性物質が施設外に放出された場合には、周辺住民、施設、表土等への放射能汚染が瞬時に進展し、負傷者・被曝者が発生する。

(2) 化学災害による化学物質の蔓延

化学関連施設等において事故等が発生し、施設等周辺に化学物質が流出した場合には、事故等発生地域周辺の住民、表土等に対する影響が発生する。流出した化学物質の有毒性の軽重によるが、大量の人的被害が生ずる可能性がある。

(3) 油流出による港湾・海浜等の汚濁

船舶事故及び石油コンビナート事故等が発生し、事故現場の周辺地域及び海域に油が流出した場合には、周辺海岸等において油濁を引き起こし、大規模な環境破壊を生じさせる可能性がある。

また、流出した油への引火により、大規模な火災が発生する可能性もある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 関係機関との連携の保持及び計画の作成

一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高く、また、その対処に高度な専門的知見を必要とする特殊災害に際し、迅速・的確に初動対処を実施し、被害を極限化するためには、関係省庁、関係自治体等が実施する各種防災訓練への参加等を通じ、関係省庁、関係自治体、関連施設及び民間専門機関の専門家等と連携を深めるとともに、これらの者との間で被害想定、災害対処要領についての認識の共有化を図っておくことが必要である。

また、かかる共通認識の下、原子力関連施設、化学関連施設等の近傍に所在する部隊等においては、自治体、警察、消防等と連携の下、これらの施設に事故が発生した場合を想定した初動対処の計画をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

イ 教育等の実施

特殊災害への対処に当たる隊員の安全確保等を図る観点から、特殊災害の被害様相、化学防護衣等の取扱要領等について平素より教育を実施しておくことが重要である。

(2) 初動対処の段階

ア 被害状況の把握等

現地対策本部及び関係地方公共団体等に直ちに連絡員を派遣するとともに、速やかに、関係省庁及び民間専門機関等と密接に連絡を取り、被害状況の把握、部隊等の派遣等に関する連絡調整を実施する必要がある。

イ 部隊派遣

特殊災害の発生地域近傍の部隊や化学防護部隊といった特殊災害に対して有効な装備を有する部隊においては、速やかな初動対処の実施の観点から、被害状況に基づき、今後求められることが予想される活動に必要な人員・装備等の準備に速やかに着手する必要がある。

また、原子力災害や化学災害の発生に際しては、化学防護部隊を、速やかに、被災地近傍の駐屯地に進出させ、待機させておくことが必要である。

この他の人員・装備等についても、状況によっては、都道府県知事等からの災害派遣等の要請前に災害発生地域近傍の駐屯地等において待機させておくことが適当な場合があることに留意する必要がある。

ウ 専門家等の輸送支援

被災地の場所によっては、特殊災害による被害状況の把握等を実施する専門家や被害状況の測定のための緊急モニタリング機器の被災地への輸送支援を求められる場合がある。輸送量等の確定その他の調整を速やかに行い、航空機等を活用することにより、迅速に実施するものとする。

エ モニタリング支援

被害状況の把握のため、事故現場近傍において、専門家等により、汚

染状況等についてのモニタリングが実施される。この際、モニタリングに当たる専門家が被災することのないよう、防護力を有する車両により、かかる活動を支援することが求められることがある。また、空中や海上等におけるモニタリングが実施される場合においては、航空機や艦艇により、かかる活動を支援することが求められる場合がある。

オ 避難住民の輸送支援

特殊災害については、一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高いことから、特殊災害の発生に伴っては、被災地やその近傍に住む大量の住民等を速やかに避難させる必要性が生じ、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。この場合においては、バス、トラック、回転翼航空機等を活用し、自治体、警察等と連携を図りつつ、迅速に実施するものとする。また、避難住民が多数であることによる混乱を避ける観点からは、自治体、警察等と調整を実施し、避難誘導要領や避難住民等のピックアップ地点等の明確化を図る必要がある。

更に、状況によっては、避難住民の誘導等を直接実施する場合も考えられるが、これに当たっては、災害対策基本法第63条第3項等に基づき、市町村長等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、警戒区域の設定及び住民等の立入り制限又は禁止、若しくは当該区域からの退去を命令する等の適切な措置を行うものとする。

なお、回転翼航空機による輸送に当たっては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

カ 応急医療支援

汚染や有毒性の物質の流出度合いによっては、負傷者等が大量に発生し、これらの負傷者等の医療機関への輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、警察、消防等との密接な連携の下、回転翼航空機を活用するなどして、迅速に実施するものとする。

なお、負傷者等の数が多数になるであろうことを踏まえ、負傷者等の輸送のみならず、自衛隊病院の病床等の提供についても適切に対処する必要がある。

キ 除染

原子力・化学災害により汚染された人、土壌、物資等の除染を依頼される場合がある。この場合においては、自治体、医療機関等と連携をとりつつ、除染車等を活用し、除染活動を実施するものとする。その際、除染に使用した水の処理には万全を期すものとする。

また、除染活動を実施するに当たっては、当該活動が被災地住民の精神的安定を助長する側面を有することについて留意するものとする。

ク 被害の拡大防止

油流出災害においては、海岸等の汚染被害を甚大なものとしめない観点から、早急に流出範囲の拡大防止策を講じる必要があり、これについて

の支援を求められる場合がある。この場合においては、関係機関と調整の上、艦艇等を活用し、オイルフェンスの展張等の措置を講じるものとする。

(3) 初動対処以降の段階

初動対処以降の段階においても、原子力・化学災害により汚染された土壌等の除染が引き続き求められる場合がある。

また、油流出災害に際して、油回収作業についての支援を求められる場合がある。

これらの場合においては、自治体等との連携の下、適切に対応するものとするが、活動が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持に留意して対処するものとする。